

令和8年度 流山市児童発達支援センターつばさ

巡回相談についてのご案内

1 対象児

(1) 流山市に住民票を持つ児童

・流山市以外に住民票がある児は、当センターの巡回相談では対象外となります。住民票がある各市町村にご確認ください。

・当センターでは、流山市に住民票がある児であれば、市外施設への巡回相談を実施しています。

(2) 児童発達支援(療育)を利用していない児

・療育をすでに利用している場合は、直接支援に関わっている療育先と連携を取ることを推奨しています。

(3) 流山市児童発達支援センターつばさでの療育相談を利用していない児

・当センターで過去に療育相談を実施したことがある場合(当センターで検査を取ったことがある等)は、担当相談員が対応します。保護者に同意を得た上で、直接当センター担当相談員までご相談ください。

※保護者が、既にこどもの発達について心配が高い・相談先を探している等の場合は、巡回相談ではなく療育相談をご案内いただく方が、早く支援に繋がります。

2 申込み方法

(1) 本案内をよくお読みの上、お申込みください。対応可能な対象児の人数に上限がありますので、どのお子さまを対象とするか、施設内で検討をお願いします。

(2) 提出書類は以下の2点となります。

書類が揃いましたら、各センターへ郵送または直接ご持参ください。

・巡回相談申請書

・巡回相談個人票 ※申込み1名につき1枚ご用意ください。

(3) 令和8年5月～令和9年1月までの間にお申込みください。

期間内であっても、各センターの巡回相談可能件数に達し次第、受付を終了します。

訪問期間は、令和8年5月～令和9年2月までの予定です。

(4) 実施回数

各園上限は4回までとします。なお、申込み多数の場合は平等性の確保のため、ご希望に沿えない場合もございます。複数回の巡回相談を希望される場合、2回目以降は他園の申込み状況に応じて順次ご案内いたします。

3 申込み後の流れ

(1)日時の決定

申請書を受け取った順に、当センターより日時調整の連絡を行います。

決定した日時は、通知文にて各園に送付します。

(2)掲示物の用意

本年度の巡回相談での保護者の同意は不要とします。

別紙「巡回相談のご案内」の掲示にご協力お願いいたします。

4 当センター巡回相談当日の流れの例

対象児の人数やご都合に合わせて、希望のコースを選んでください

2時間コース 対象児3名まで

<スケジュール>

9時30分 訪問、事前打ち合わせ

9時40分 クラス観察

10時45分 ケースカンファレンス開始(児童1名に対し15～20分程度ずつ)

11時30分 終了

4時間コース 対象児6名まで

<スケジュール>

9時30分 訪問、事前打ち合わせ

9時40分 クラス観察

12時00分 観察終了(→相談員は休憩のため一度外出します)

13時00分 ケースカンファレンス開始(児童1名に対し15～20分程度ずつ)

14時30分 終了

※当日は、対象児について相談したい点が見えやすい活動を設定してください。

5 連絡先

流山市児童発達支援センターつばさ 療育相談室

〒270-0113 流山市駒木台221-3

担当:和田・立道・藤川

TEL:04-7154-4844

080-7423-5167

(※当センターが担当する巡回相談の当日連絡は、携帯電話までお願いします)